

# 綾瀬市防災まちづくり計画

平成25年3月

綾瀬市

# 目 次

第1章 防災まちづくり計画の目的	1
1-1 目的	1
1-2 計画の位置づけ	1
1-3 計画の対象範囲と期間及び構成	2
第2章 都市防災の現況	3
2-1 建物の現況	4
(1) 市街地形成の経緯	4
(2) 建物階数の現況	5
(3) 建物構造の現況	6
(4) 空地及び延焼遮断帯の現況	7
(5) 建物倒壊危険度	8
2-2 避難施設の現況	9
(1) 避難施設・緊急輸送路の指定状況	9
(2) 道路幅員及び橋梁の現況	10
(3) 避難危険度	11
2-3 土地・地形の現況	12
(1) 地形の現況	12
(関連資料) 神奈川県液状化想定について	13
(関連資料) 神奈川県津波被害想定について	14
(2) 用途地域の現況	15
(3) 土地利用の現況	17
2-4 人口動向	18
(1) 人口の推移	18
(2) 高齢化の傾向	19
(3) 従業者の分布状況	21
2-5 現況のまとめ	22
第3章 都市防災の課題	25
3-1 火災の延焼拡大の防止	26
3-2 建物の倒壊防止	26
3-3 避難の安全性確保	28
3-4 防災活動拠点等の確保	28
3-5 安全な住環境の形成	30
3-6 地域防災力の向上	32

第4章 防災まちづくりの基本方針	34
4-1 木造建物を中心とする既成市街地の防災性向上	35
4-2 防災基盤施設の整備	36
4-3 防災性を考慮した土地の利活用	38
4-4 「自助」、「共助」、「公助」の視点のもとに防災まちづくりを推進	39
第5章 地域別の防災まちづくりの課題と方針	40
5-1 綾北地域（蓼川住区、大上住区）	41
5-2 寺尾地域（寺尾北住区、寺尾南住区）	46
5-3 早園地域（小園住区、早川住区）	52
5-4 綾西地域（綾西住区、吉岡住区）	57
5-5 中央地域（中央住区、落合住区）	62
5-6 綾南地域（上土棚住区、長坂上住区）	67
5-7 地域別の防災課題のまとめ	72
第6章 計画の実現に向けて	73
6-1 市民と行政の協働	73
6-2 防災まちづくりの進め方	74
参考資料 災害危険度評価	75
参考資料1 延焼危険度	75
参考資料2 建物倒壊危険度	77
（関連資料）木造建物の建築年代について	78
参考資料3 避難危険度	79
用語の解説	80

# 第1章 防災まちづくり計画の目的

## 1-1 目的

綾瀬市防災まちづくり計画（以下、本計画）は大規模地震から、市民の生命、財産を守るために、過去の大震災の教訓を踏まえて災害に強いまちづくりを推進するための計画である。

綾瀬市のまちづくりや防災に関わる「あやせ都市マスタープラン」や「綾瀬市地域防災計画」と連携して、災害時の被害を防止・軽減するための基本的なまちづくりの整備方針を定めるものである。

## 1-2 計画の位置づけ

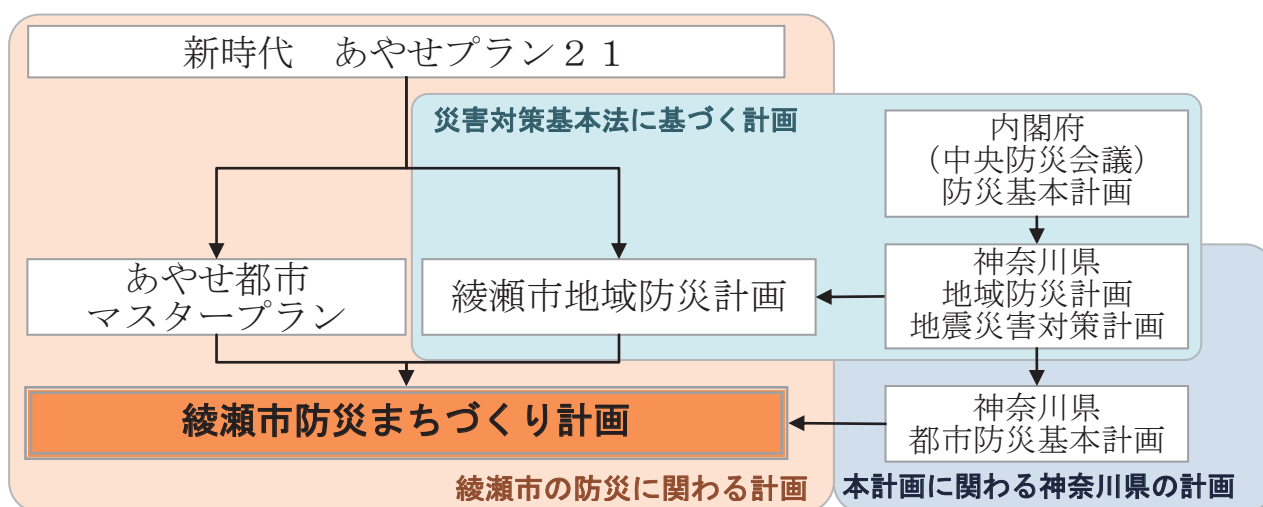
綾瀬市では、めざすべき将来都市像とそれを達成するための基本的方向や施策を明らかにした総合計画「新時代 あやせプラン 21」を踏まえ、防災に関わる計画として、「あやせ都市マスタープラン」や「綾瀬市地域防災計画」を策定している。

「あやせ都市マスタープラン」では、市の都市計画に関する基本方針を定めており、震災対策として、不特定多数の人が利用する建築物や避難路沿道建築物の耐震化の促進、延焼しにくいまちづくり等の方針を示している。

「綾瀬市地域防災計画」では、災害に強い「まちづくり」、「人づくり」、「コミュニティづくり」の観点から、市、県、国、関係機関、個人及び事業所の果たすべき役割分担について定めている。

これらを踏まえ、本計画は都市防災上の課題を明確にし「あやせ都市マスタープラン」の「都市防災に関する方針」や「綾瀬市地域防災計画」における「災害に強いまちづくり」の内容を、主に市街地整備の観点から充実するものとなっている。

図表 1-1 綾瀬市防災まちづくり計画の位置づけ



### 1-3 計画の対象範囲と期間及び構成

#### (1) 対象範囲

本計画は、次に示す都市防災整備に関わる事項を対象範囲とする。

- ①災害時の被害を事前に軽減するための市街地形成、保全緑地指定、開発許可等の土地利用の規制・誘導方針
- ②災害を防御し、安全な避難を可能とする避難地、避難路、緊急輸送路、防災緑地等の都市防災基盤施設の整備方針
- ③建物の耐震化や難燃化の促進及び地区計画等の市街地の整備方針

#### (2) 期間

「あやせ都市マスタープラン」の目標年次である平成 42（2030）年を本計画の計画期間とする。

#### (3) 構成

本計画は、全体で6つの章から構成されている。

第1章の「目的」に基づき、第2章では本市の「都市防災の現況」を整理し、第3章では「都市防災の課題」を設定している。これらを受けて第4章において「防災まちづくりの基本方針」を定めた。さらに、第5章では、「地域別の防災まちづくりの課題と方針」を示している。最後の第6章では、本計画の「実現に向けて」市民と行政の協働のもと防災まちづくりに取り組む際に留意すべき事項を整理した。なお、地域区分にあたっては、「あやせ都市マスタープラン」との整合を図るため、図表1-2に示す6地域12住区に区分した。

図表 1-2 地域及び住区の区分

